

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 5 年 9 月 2 9 日

東 郷 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	農業の現状	1
2	農業構造の現状及び見通し	1
3	農業経営の目標	1
4	農業経営基盤の強化の方策	2
(1)	担い手の確保・育成	2
(2)	農用地の利用集積・集約化及び大区画化	2
(3)	遊休農地の発生抑制及び再生	3
(4)	農作業受託機能の推進等による地域農業の維持発展	3
(5)	農業経営の規模拡大	3
(6)	女性農業者の参画・協力	3
(7)	農業経営改善計画の認定制度	4
(8)	その他の方策	4
5	新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	4
(1)	新規就農の現状	4
(2)	農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標	4
(3)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組	4
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	12
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	12
2	町が主体的に行う取組	12
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	13
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	13
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
1	農用地の利用の集積及び集約化に関する目標	13
2	農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	14
第 5	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項	14
1	利用権の設定等に関する事項	14
(1)	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	14
(2)	利用権の設定等の内容	16
(3)	開発を伴う場合の措置	16
(4)	農用地利用集積計画の策定期間	17
(5)	要請及び申出	17
(6)	農用地利用集積計画の作成	17
(7)	農用地利用集積計画の内容	18
(8)	同意	19
(9)	公告	19
(10)	公告の効果	19
(11)	利用権の設定等を受けた者の責務	19
(12)	紛争の処理	19
(13)	農用地利用集積計画の取消し等	19
2	農地中間管理事業の実施を促進する事項	20
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	20
(2)	区域の基準	21

(3)	農用地利用改善事業の内容	21
(4)	農用地利用規程の内容	21
(5)	農用地利用規程の認定	21
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	22
(7)	農用地利用改善団体の勸奨等	23
(8)	農用地利用改善事業の指導、援助	23
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農 作業の実施の促進に関する事項	23
(1)	農作業の受委託の促進	23
(2)	農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	24
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	24
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	24
(1)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	24
(2)	新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組	24
(3)	関係機関等の役割分担	25
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	25
(1)	農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	25
(2)	推進体制等	25
8	地域計画の推進に関する事項	26
(1)	法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する 地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	26
第6	その他	26
別紙1	(第5の1(1)関係)	27
別紙2	(第5の1(2)関係)	28

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

本町は、名古屋市と豊田市の中間に位置し名古屋都心部から半径20kmの圏内に含まれている。

このような立地・社会条件により、本町の農業は都市近郊型であり、基幹作物は、水稻で全耕地面積の約7割を占めるが、その他として、多品目の露地野菜、転作田を活用したイチジク等の果樹のほか、一部の地域では施設園芸も行われている。

また、耕作者は一部若手農業者も存在するが、大半が第2種兼業農家である。

2 農業構造の現状及び見通し

本町は、大都市近郊という立地条件と自動車産業等の著しい発展により、農地の住宅地化、他産業への農業労働力の流出が大きい。また、これらの現状と併せて農業従事者の高齢化等による課題として、特に担い手不足による農家の脆弱化が進んでいる。こうした状況の中で、都市近郊農業として特色ある農業の振興を図り活力ある農業を育成するため、各地域の自然条件及び社会条件に合った方向への振興を積極的に進め、長期的視点に立った農業生産構造の体質強化を推進するとともに、農地の流動化を促進させ、担い手農家への農地の集積や今後、地域農業の中心となる新たな担い手の育成を図っていく必要がある。

3 農業経営の目標

本町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、2032年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を実践する経営体及びそれを目指す経営体（以下「地域の担い手」という。）を育成し、地域の担い手への農用地利用の集積・集約化を促進させていく。

また、農用地の大区画化等の基盤整備を進め、農業経営の更なる効率化を図ることで、農業の経営強化を推進していく。

具体的な経営の指標は、本町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、次表のとおりとし、これらの経営が本町の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

	年間農業所得	1人当たりの 年間労働時間
効率的かつ 安定的な 農業経営の 目標	主たる従事者1人当たり おおむね400万円	(主たる従事者) おおむね1,800時間
	地域の担い手当たり おおむね600万円	
	※地域の担い手 年間農業所得は、従事者1.5人(主たる従事者1人 当たり400万円)を想定して示している。 ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件統合調査により算出 他産業従事者生涯所得(約1億9千万円) ÷45年間(20歳から64歳)≒400万円	
新に農業 営業者 の育成 を目的 とする 農業 経営 の目標	主たる従事者1人当たり おおむね250万円	おおむね2,000時間

4 農業経営基盤の強化の方策

将来の農業を担う農業経営者の意向や、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が、地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が、農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(1) 担い手の確保・育成

担い手の確保・育成を推進するため、東郷町農業委員会(以下「農業委員会」という。)、あいち尾東農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)、土地改良区、県等の関係機関により構成した協議会を十分機能させ、役割分担を明確にした上で、十分なる相互の連携を図り、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や、生産組織及びこれらの周辺農家に対して、前述の協議会が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって、自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善の着実な実行を促進する。

(2) 農用地の利用集積・集約化及び大区画化

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織に対しては、農業委員会、農業協同組合、愛知県尾張農林水産事

務所農業改良普及課（以下「愛知県尾張農業改良普及課」という。）等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に、両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農地中間管理事業（以下「農地中間管理事業」という。）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

（３） 遊休農地の発生抑制及び再生

近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地に区分し、農業上の利用を図る農地については、認定農業者等の地域の担い手への利用集積を図るなど、集落に関連する団体との役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積・集約化及び大区画化の方向性が具体化されていくよう、関係機関・団体と協力しながら推進していく。

また、人・農地プラン及び地域計画を通じて、近い将来の農地の出し手と受け手を明らかにし、農地の集積・集約化を図り、併せて各種事業なども活用しながら、遊休農地の発生抑制と再生をする。

（４） 農作業受託機能の推進等による地域農業の維持発展

認定農業者等の担い手不足が見込まれる地域においては、農業協同組合、農業協同組合の出資法人等による農作業受託機能の強化を図る。

また、農業経営の継承を支援し、円滑な世代更新を促進させるとともに、Ｕターン者、定年帰農者、新規参入者（企業等を含む。）、とうごう農学校の修了者など、意欲ある多様な担い手の就農を促進することにより、地域農業の維持発展を図る。

（５） 農業経営の規模拡大

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、集約的な経営展開を助長するため、愛知県尾張農業改良普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する「農地所有適格法人」をいう。以下同じ。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っていることから、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

（６） 女性農業者の参画・協力

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結等により、農業経営への参画を促進するとともに、農業委員への積極的な登用や地域計画の検

討等の地域農業の政策・方針決定の場への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

(7) 農業経営改善計画の認定制度

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本町の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。このため、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、農業経営改善計画の認定期間の最終年（5年目）の農業者に対し再認定を希望する場合には、専門家等を活用するよう促し、更なる経営改善のための分析と課題の把握を行い、必要な支援を行う。

(8) その他の方策

持続可能な農業のみに留まらず、高付加価値型農業への展開など様々な可能性を秘める有機農業について、その担い手が、有機農業のポテンシャルを最大限発揮することで農業経営の確立が図れるよう支援し、地域の担い手として育成することで、町内の有機農業の推進を図る。

このほか、ICT（情報通信技術）などを活用したスマート農業やGAP手法の普及により、農産物の品質向上や農作業の省力化を推進し、スマート農業の導入、特産品の開発、消費者ニーズに合った品種の導入、大都市近郊という立地条件を生かした農業生産により売上の向上を目指す農業者等を支援するとともに、地元産の農産物を地元で消費できるよう、農産物直売所の充実等も視野に入れ、農業協同組合や愛知県尾張農業改良普及課等と連携して、販路の拡大に対する支援を行う。

また、ふるさと納税の返礼品登録について、地元野菜のPRに加え、新たな販路開拓の一つとし、農業者に有効に活用していただけるよう支援していく。

5 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の現状

本町の令和4年度の新規就農者は2経営体で、近年、ほぼ横ばいの状況となっている。

今後も、とうごう農学校の修了生など、様々な営農類型の農業者を地域農業の担い手として安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

(1)に掲げる状況を踏まえ本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

その目標としては、愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標年間200人を踏まえ、本町においては年間2人の新規就農者の確保を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

第1の3に示した、農業経営を営もうとする青年等の確保・育成をしていくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まで、きめ細やかに支援していくことが重要である。そのため就農希望者に対して、農地については、農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、愛知県尾張農業改良普及課や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。

また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3に示した目標の達成を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本町で展開されている事例を参考に、従事者2人による家族経営を想定した「地域の担い手」の主要な営農類型を示すと次のとおりである。

[地域の担い手]

※ 経営規模は所得より算定

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稻・野菜 経営 従事者数 ・家族 1.5人 ・給与受給者 (短時間) 0.1人	[経営面積] 11.5ha 〈作付面積等〉 水稻 10ha 秋冬ハクサイ 0.75ha 夏スイカ 0.75ha	[資本整備] ・トラクター ・田植機 ・コンバイン ・運搬車 ・トラック ・乗用型管理機 ・土壌消毒機 ・育苗ハウス 〈その他〉 ・ほ場の団地化 ・IPM（性フェロモン剤、微生物農薬等）の導入 ・セル苗の利用	・会計管理ソフトの導入等により複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の実施 ・雇用労働力の確保 ・共選共販体制
酪農専業 経営 従事者数 ・家族 1.5人 ・給与受給者 (短時間) 0.2人	[常時飼育頭] 経産牛50頭 育成牛10頭	[資本整備] ・牛舎 ・搾乳装置 ・バルククーラー ・トラクター ・堆肥舎 〈その他〉 ・ヘルパー利用週1回	・会計管理ソフトの導入等により複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施	・休日制の実施 ・雇用労働力の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稲専作 経営 従事者数 ・家族 1. 5人 ・給与受給者 (短時間) 1. 0人	[経営面積] 27ha 〈作付面積等〉 水稲15ha うち新規需要米 (飼料米、米粉用等) 5ha 作業受託 延べ 36ha (12ha×3作業)	[資本装備] ・トラクター ・田植機 ・自脱型コンバイン ・育苗施設、ライスセンター はJA利用 〈その他〉 ・水田の面的集積 ・田植・収穫期の分散	・会計管理ソフトの導入等により複式簿記による経営財務管理の実施 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施	・休日制の実施 ・雇用労働力の確保 ・後継者、新規従事者等への研修制度の充実
トマト専作 経営 従事者数 ・家族 1. 5人 ・給与受給者 (短時間) 1. 0人	[経営面積] 施設 30a 〈作付面積〉 トマト 30a	[資本装備] ・硬質フィルムハウス ・作業所（直売場） ・管理機 ・暖房機 ・動力噴霧器 ・トラック ・トラクター 〈その他〉 ・作型組合せによる長期安定生産 ・訪花昆虫利用による省力化 ・直売による有利販売	・会計管理ソフトの導入等により複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の実施 ・雇用労働力の確保 ・苗生産の委託

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
イチゴ専作 経営 従事者数 ・家族 1. 5人 ・給与受給者 (短時間) 1. 0人	[経営面積] 施設 30a 〈作付面積等〉 イチゴ 30a	[資本装備] ・ビニールハウス ・育苗ハウス ・高設栽培システム ・予冷库 ・育苗用ベンチ ・軽トラック ・動力噴霧器 ・管理機 ・作業所兼直売所 ・冷房装置 〈その他〉 ・直売による有利販売 ・イチゴ狩りの導入 ・I P M（性フェロモン 剤、微生物農薬等）の導入 ・優良品種の利用	・会計管理ソフトの導入等により複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の実施 ・雇用労働力の確保
多目品野菜 経営 従事者数 ・家族 1. 5人 ・給与受給者 (短時間) 0. 1人	[経営面積] 1ha 〈作付面積等〉 少量多品目を計画的に栽培	[資本装備] ・ビニールハウス ・トラクター ・管理機 ・トラック ・動力噴霧器 〈その他〉 ・優良品種利用 ・I P M（性フェロモン 剤、微生物農薬等）の導入	・会計管理ソフトの導入等により複式簿記による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の実施 ・雇用労働力の確保 ・後継者等への研修制度の充実

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
洋ラン専作 経営 従事者数 ・家族 1. 5人 ・給与受給者 (短時間) 1. 3人	[経営面積] 40a 〈作付面積等〉 オンシジューム 20a カトレア 20a	[資本装備] ・ガラス温室 ・自動給水 ・温室天窓自動開閉 ・暖房機 ・自動カーテン 〈その他〉 ・直売による有利販売	・会計管理ソフトの 導入等により複式 簿記による経営財 務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の実施 ・雇用労働力の確保
採卵養鶏 専業経営 従事者数 ・家族 1. 5人 ・給与受給者 (短時間) 0. 6人	[飼養羽数] 成鶏10, 000 羽	[資本装備] ・鶏舎 ・堆肥舎又は鶏糞乾燥ハウス ・集卵装置一式 ・ショベルローダー ・トラック 〈その他〉 ・オールインオールアウト 方式 ・直売率40%以上目標	・会計管理ソフトの 導入等により複式 簿記による経営財 務管理の実施 ・生産管理の徹底 ・青色申告の実施	・休日制の実施
果樹複合 経営 従事者数 ・家族 1. 5人 ・給与受給者 (短時間) 0. 5人	[経営面積] 1. 0ha 〈作付面積等〉 イチジク 40a 桃 40a 柿 20a	[資本整備] ・トラクター ・スピードブレイヤ ・トラック ・作業場兼直売所	・会計管理ソフトの 導入等により複式 簿記による経営財 務管理の実施 ・青色申告の実施 ・直売の実施	・休日制の実施 ・雇用労働力の確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営 の指標

第1の3に示した目標を実現するため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本町において非農家出身者による新規参入事例等を参考に、目標とする所得を達成し定着することができる見込みが高い営農類型を示すと次のとおりである。

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
体験農園 + 露地野菜 従事者数 ・家族 1.0人 ・給与受給者 （短時間）1.0人	[経営面積] 60a [作付面積等] ・体験農園 30a ・露地野菜 30a	[資本装備] ・ビニールハウス ・育苗ハウス ・トラクター ・耕うん機 ・管理機 ・トラック	・経営改善を目指した経営 分析の実施	・休日制の実施 ・雇用労働力の確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・省力機械の取得 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施				

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地野菜 従事者数 ・家族 1.0人 ・給与受給者 （短時間）2.0人	[経営面積] 60a [作付面積等] ・露地野菜 60a	有機栽培の導入 [資本装備] ・トラクター ・動力噴霧器 ・管理機 ・トラック ・作業所兼直売所	・経営改善を目指した経営 分析の実施 ・直売の実施	・休日制の実施 ・雇用労働力の確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・省力機械の取得 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施				

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
トマト専作経営 従事者数 ・家族 1.0人 ・給与受給者 （短時間）1.0人	[経営面積] 15a [作付面積等] ・トマト15a	[資本装備] ・ハウス ・トラクター ・養液土耕栽培装置 ・軽トラック ・作業所 ・管理機 ・動力噴霧器	・経営改善を目指した経営 分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用労働力の確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・栽培施設の取得 ・適期作業の励行 ・基本的栽培技術習得・品質向上			

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
イチゴ専作経営 従事者数 ・家族 1.0人 ・給与受給者 （短時間）2.0人	[経営面積] 18.5a [作付面積等] ・イチゴ16a	[資本装備] ・ハウス ・温風暖房器 ・予冷库 ・高設栽培システム ・軽トラック ・作業所 ・管理機 ・動力噴霧器 ・冷房装置	・経営改善を目指した経営 分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用労働力の確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・栽培施設の取得 ・適期作業の励行 ・基本的栽培技術習得・品質向上			

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
イチジク桃複合経営 従事者数 ・家族 1.0人 ・給与受給者 2.0人	[経営面積] 55a [作付面積等] ・イチジク30a ・桃 25a	[資本装備] ・かん水装置 ・収穫台車 ・トラクター ・軽トラック ・作業所 ・動力噴霧器	・経営改善を目指した経営 分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用労働力の確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・栽培施設の取得 ・適期作業の励行 ・基本的栽培技術習得・品質向上			

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町農業の維持、発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保、育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農起業支援センター及び農起業支援ステーション、農業協同組合等と連携して研修、指導、相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、援農ボランティア制度の運用により、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、兼業で農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農起業支援センター及び農起業支援ステーション、農業協同組合等と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行う

とともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介、あっせん等を行う。

②個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、後継者がいない場合は、県、農起業支援センター、農起業支援ステーション等の関係機関に必要な応じて情報提供を行う。

また、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農起業支援センター及び農起業支援ステーション、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 農用地の利用の集積及び集約化に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を将来の本町における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、次に掲げるとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が本町全体の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
おおむね 60%	1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は、耕地面積とする。 2 シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積・集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるよう、農地中間管理機構による農地中間管理事業等の実施を促進する。

また、人・農地プラン及び地域計画でまとめられた地域の方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集積・集約化を促進していく。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体が役割分担しながら、緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の受手）の状況等に応じ、地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を図るエリアの設定を促進させる。

なお、当エリアの設定の際には、有機農業の団地化について、地域ぐるみでの検討及び調整を図り、有機農業と慣行農業の共存を図りながら、担い手への集約、集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

本町は、愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5の1「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町の農業の地域特性である稲作や、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿った農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権の設定等
- ② 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑧ 地域計画推進事業

これらの事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

1 利用権の設定等に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の a から e までに掲げる要件のすべて（農地所

有適格法人にあっては a、d 及び e に掲げる要件のすべて）を備えること。

- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- d 特別な事情がある場合を除き、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
- e 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から d までに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集約化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん基準に適合する者であること。

（イ） 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

（ウ） 農業用施設用地（開発して農業用施設とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項の（ア）の a 及び b に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、a に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）による改正前の農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

(ア) その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等（農地法第3条第3項第3号に規定する「業務執行役員等」をいう。以下同じ。）のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するようにするものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画（地域計画の策定される日まで又は2025年3月31日まで。以下「農用地利用集積計画」という。）において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

キ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、ウに規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権の設定等により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 本町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）からイの（ア）から（ウ）の要件を判断するために必要な事項を記載した開発事業計画を提出させる。

イ 本町は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると

認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 本町は、法第6条の規定による基本構想の策定後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

イ 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

ウ 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 本町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農業協同組合は農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組み、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イに定める申出を行う場合において、(4)のウの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 本町は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- イ 本町は、（５）のイからウの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- エ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。
- （７） 農用地利用集積計画の内容
- 農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- なお、カの（イ）に掲げる事項については、（１）のエに定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。
- ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- イ アに規定する者が利用権の設定等（（１）のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- カ アに規定する者が（１）のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項
- （ア） その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- （イ） その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- a 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- b 原状回復の費用の負担者

ｃ 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

ｄ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからオまでに掲げる事項を本町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本町は、利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の法（以下、「旧法」という。）第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

- (ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。
- イ 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
- (ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の(ウ)に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- (イ) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- (ウ) 本町は、(イ)の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本町の掲示板への掲示により公告する。
- (エ) 本町が(ウ)の規定による公告をしたときは、(イ)の規定による取消しにかかわる賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- (オ) 農業委員会は、(イ)の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理事業の実施を促進する事項

- (1) 本町は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地中間管理事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地中間管理事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地中間管理事業に関する普及啓発活動等を行うものとする。
- (2) 本町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
- 本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。
- (2) 区域の基準
- 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地

の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

（３） 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、（２）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（４） 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（ア） 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

（イ） 農用地利用改善事業の実施区域

（ウ） 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

（エ） 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

（オ） 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

（カ） その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５） 農用地利用規程の認定

ア （２）に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第２３条第１項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知）参考様式第６－１号の認定申請書を東郷町に提出して、農用地利用規程について東郷町の認定を受けることができる。

イ 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第２３条第１項の認定をする。

（ア） 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

（イ） 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

（ウ） （４）のアの（ア）に掲げる役割分担が認定農業者の改善に資するものであること。

（エ） 農用地利用規程の内容が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 本町は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６） 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 本町は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(ウ) イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は、農作業の委託を行うよう推奨することができる旨が定められていること。

(エ) イで規定する事項が定められている農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程

は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5) のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 本町は、(5) のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、愛知県尾張農業改良普及課、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関団体との連携を図りつつ、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的、かつ、安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、とうごう農学校や先進的な農業法人等での実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や家族経営体の枠組みにこだわらず、法人化による利潤を追求した企業経営に類した企業的経営体の育成、援農ボランティア制度により高齢者、非農家等の労働力の活用を図る。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

地域のワンストップ窓口である農起業支援センター及び農起業支援ステーション、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、本町での就農に向けた情報（研修情報等）の提供を行う。

また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修の受入を検討する。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本町が主体となって愛知県立農業大学校や愛知県尾張農業改良普及課、農業委員、農業経営士、農業協同組合等と連携・協力して巡回指導を行うほか、適宜面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階での地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プラン及び地域計画の作

成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

愛知県尾張農業改良普及課が実施する新規就農者対象のセミナー等への参加を促し栽培・飼養管理技術や経営管理技術の習得を支援する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プラン及び地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金、青年等就農資金、強い農業・担い手づくり交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農起業支援センター及び農起業支援ステーション、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては愛知県尾張農業改良普及課、農業協同組合、本町認定農業者や農業経営士、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 本町は、水田を中心とした土地利用型農業活性化対策への積極的な取組によって、稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

本町は、農業委員会、農業協同組合、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、2032年度に向けて、第1、第4に掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資する

ことになるよう、関係機関、団体とのもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する。

8 地域計画の推進に関する事項

(1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

法第18条第1項の協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、広報及びホームページへの掲載のほか、関係機関に幅広く周知を図る。

参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、愛知県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

また、協議の場の参加者等からの、協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を、町企画政策部産業振興課に設置する。

地域計画の策定に当たって、農業上の利用が行われる農用地等の区域について地域計画を策定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、必要に応じて活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

愛知県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は令和5年9月29日から施行する。

別紙１（第５の１（１）関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第１８条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- 1 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号）第２条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第２条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・旧法第１８条第３項第２号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- 2 農業協同組合法第７２条の１０第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）ただし、それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
 - 対象土地を農業用施設用地として利用する利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。
- 3 土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和３６年政令第３４６号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙２（第５の１（２）関係）

Ⅰ 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
１ 存続期間は５年（農業者年金制度関連の場合は１０年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて５年とすることが相当でない認められる場合には、５年と異なる存続期間とすることができる。 ２ 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 ３ 農用地利用集積計画においては、設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	１ 農地については、農地法第５２条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 ２ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 ３ 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記１から２までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成１３年３月１日付け１２経営第１１５３号農林水産事務次官通知）第６に留意しつつ定めるものとする。	１ 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 ２ １の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座に振込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 ３ 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	１ 農用地利用集積計画においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 ２ 農用地利用集積計画においては、利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき東郷町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合においてI の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。